

令和7年度長野県高齢者生活・介護に関する実態調査の概要（案）

1 目的

県内高齢者の生活実態や介護サービスの利用に対する実情・意向の調査とともに、施設入所者等の実態、介護事業所等の経営実態、介護従事者の処遇状況等に関する調査をあわせて実施し、介護サービスの充実や介護人材の育成、介護保険施設の整備計画等、次期介護保険事業（支援）計画策定などの基礎資料とする。

2 スケジュール（案） 別紙のとおり

3 調査内容（調査基準日：令和7年10月1日を予定）

（1）元気高齢者等実態調査

- ア 調査方法：抽出調査（介護保険者経由）
- イ 調査項目：高齢者の意識、生活実態、行政への要望等、前回の調査項目を参考にした適切なもの。なお、国の日常生活圏域ニーズ調査の項目を組み込んだ内容とする。
設問数：100問程度
- ウ 調査対象：要介護・要支援認定を受けていない高齢者のうち、保険者が性別・年齢階層を考慮して抽出した者。
- エ 調査対象数：18,200名程度

（2）居宅要介護・要支援認定者等実態調査

- ア 調査方法：原則悉皆調査（介護保険者経由）
（対象者数が多い市等は、抽出調査も可としている）
- イ 調査項目：居宅介護サービスの利用状況、充足状況、介護サービスに関する不満、今後の意向等、前回の調査項目を参考にした適切なもの。なお、国の日常生活圏域ニーズ調査の項目を組み込んだ内容とする。設問数：100問程度
- ウ 調査対象：居宅の要介護・要支援の認定を受けている被保険者（第2号被保険者を含む。）及びその介護者。
- エ 調査対象数：55,500名程度

（3）施設入所者等実態調査

- ア 調査方法：原則悉皆調査（施設へ直接）
- イ 調査項目：高齢者関係施設の入所者の状況（基本属性、入所の期間、入所するまでの待機期間、費用等）など、前回の調査項目を参考にした適切なもの。設問数：20問程度 特別養護老人ホームは35問程度
- ウ 調査対象：特別養護老人ホーム等の高齢者関係施設
〔（地域密着型）特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、
認知症グループホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、
生活支援ハウス、サービス付き高齢者向け住宅〕

エ 調査対象数：1,100 施設程度

(4) 介護サービス事業所調査（経営実態等調査・介護従事者処遇状況等調査）

ア 調査方法：抽出調査（事業所へ直接）

イ 調査項目：経営の状況、利用者確保の状況（稼働率）、今後の事業展開、職種別・雇用形態別の人数、職員の充足状況、介護職員の処遇改善状況、人材育成上の課題など、前回の調査項目を参考にした適切なもの。設問数：約 40 問

ウ 調査対象：特別養護老人ホームや訪問、通所介護事業所等の介護サービス事業所

（全施設：（地域密着型）特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、認知症グループホーム、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回随時対応型訪問介護看護 等

2分の1調査：訪問介護事業所、通所介護事業所、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所 等

エ 調査対象数：2,200 事業所程度

※対象施設の選定については「社会福祉施設名簿」（R 6. 5. 1 版）を活用。

（ただし、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所は非掲載のため、別途受託者に名簿を交付）

(5) 調査結果の集計

集計データはエクセル形式での加工も可能とし、旧バージョンでの稼働にも対応。また、国の「自動集計分析ソフト」に対応可能とすること。

(6) 調査結果の分析

分析は下記区分別に行うことを基本とするが、保険者等が集計データを活用して独自に分析し、有効に活用できるよう、操作マニュアル・分析マニュアル等を提示すること。

ア 「元気高齢者等実態調査」及び「居宅要介護・要支援認定者等実態調査」

全県、市町村別、日常生活圏域別及び 10 圏域別に実態を分析すること。

イ 「施設入所者等実態調査」及び「介護サービス事業所調査」

全県、市町村別及び 10 圏域別に実態を分析すること。

(8) 報告書の作成

分析結果を調査結果報告書及び概要版にまとめる。また、県ホームページで公表する。

令和7年度高齢者生活・介護に関する実態調査 実施スケジュール(案)

元気高齢者実態調査 要介護・支援認定者実態調査		施設入所者等実態調査 介護サービス事業所調査	
R7.8月	・調査数要望調査(市町村) ・調査内容要望、意見聴取(市町村、保福所、関係課)		
R7.9月中	市町村説明会		
R7.10月上旬	第2回調査票素案への意見聴取(市町村)	R7.9月～ R7.10月	調査事業者の決定、名簿の整理(介護支援課) 調査実施通知(委託業者あて) 調査施設・事業所名簿の提供
R7.10月中	国のニーズ調査項目確定→調査票確定 →調査実施通知(市町村あて)		
R7.11月～ R7.12月中旬	調査の実施 (実施方法は市町村ごと)	R7.11月～ 11月下旬	調査の実施 (調査票送付:委託業者→事業者)
R7.12月末	調査票提出期限 (市町村→委託業者)	R7.12月末	調査票提出期限 (調査票回収:事業者→介護支援課→委託業者)
R8.1月～ R8.2月	集計、分析方法、報告書の検討(クロス集計項目、報告書構成・体裁、概要版構成・体裁等)		
R8.1月～ R8.2月	調査票データ入力、集計、分析		
R8.3月	集計、分析データの確認 報告書、概要版の原稿確認、校正		
R8.3月	調査データ提出(委託業者→県、市町村) 報告書、概要版納品(委託業者→県)		
R8.3.31	委託業務完了報告書提出 →完了検査・支払い(R8.4月末)		